

宍粟市住まいの耐震改修事業

(耐震改修計画策定費補助)

1 耐震診断・耐震改修計画策定について

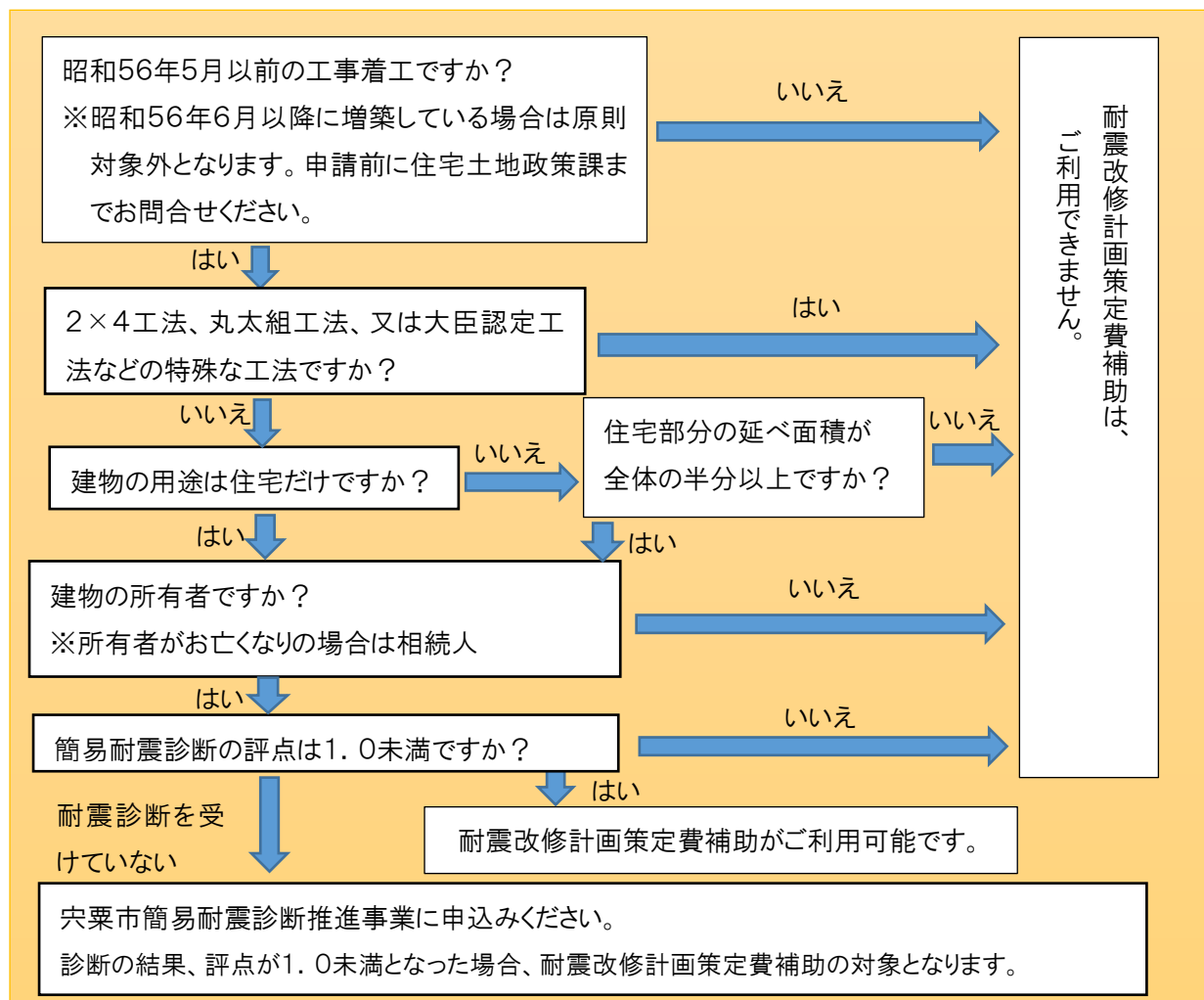
平成7年に発生した阪神・淡路大震災では昭和56年以前に建築された住宅が大きな被害を受けました。いつ大地震が発生しても安心なように、耐震改修をして住宅を補強しておくことが重要です。

適切な耐震改修をするには……

- ・住宅の特徴を詳細に調査し、特徴を考慮した耐震診断
- ・耐震診断の結果をふまえた耐震改修計画策定が必要です

宍粟市住まいの耐震改修事業では適正な耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用の一部を補助しています。

2 対象となる住宅：下図でご確認ください。



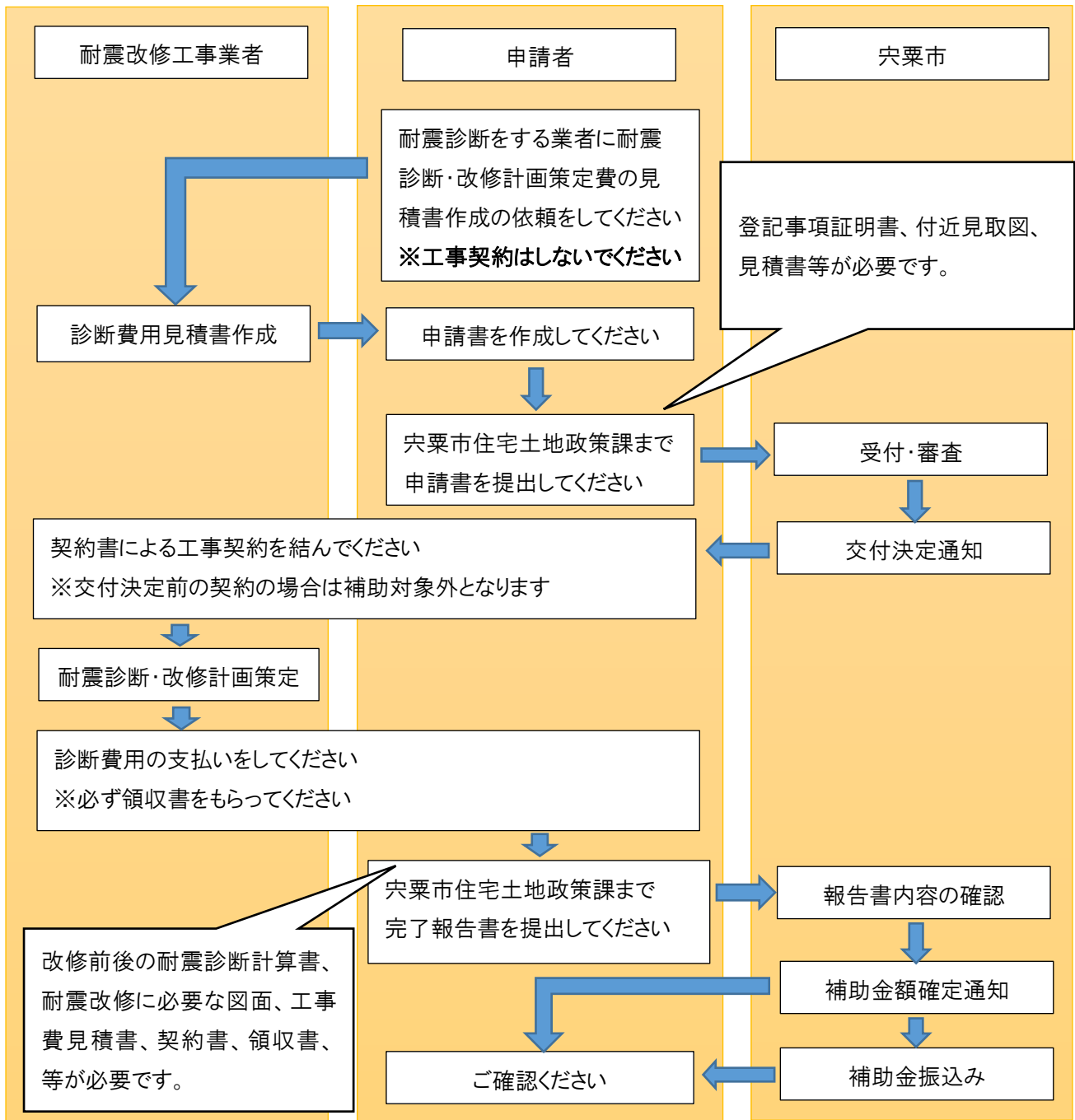
3 補助金額：下記のとおり

- 戸建住宅：対象となる費用の2/3以内(限度額20万円)
- 共同住宅：対象となる費用の2/3以内(限度額12万円)

4 申し込みについて

○提出先は市役所2階 住宅土地政策課です。

○手続きの流れ



※工事業者の依頼先に悩まれている方へ

「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づき住宅改修業者登録制度があります。

依頼先の選定にご活用ください。 問い合わせ先:ひょうご住まいサポートセンター TEL:078-360-2536

6 お申込み窓口・お問合せ先

宍粟市 建設部 住宅土地政策課 住宅政策係 担当

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 TEL:0790-63-3106 FAX:0790-62-9939